

○ 解散理由と手続きの流れ

解散理由		手続き	
③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 ※天変地異，政変など客観的で誰もがわかる理由 (法人内部の事情は，所轄庁が判断できない)		所轄庁へ認定申請 ↓ 所轄庁の認定	
① 社員総会の決議 ※解散理由，清算人の選定，残余財産の扱いを決める		↓ 解散及び清算人の登記	
② 定款で定めた解散事由の発生 ※期限などを明記した場合に限られる		↓ 所轄庁へ解散届の提出	
④ 社員の欠亡 ※社員が一人もいなくなる		↓ ・ 解散理由 ・ 残余財産の処分方法 ・ 登記事項証明書	
⑥ 破産手続開始の決定			
⑦ 法第43条の規定による設立の認証の取消し		↓ 解散及び清算は裁判所の監督に属する。	
⑤ 合併		↓ 清算人が以下の職務を行う	
合併前の法人が個々に存続	個々の法人が総会で合併を決議	清算人として存続	清算の公告（定款に定める方法による）
	↓		↓
	所轄庁へ合併認証申請書を提出		※2か月以内に3回以上の公告 申出期間はそれぞれ2か月以上
	↓		※わかっている債権者には直接連絡する必要がある。
	2か月間縦覧		↓
新法人	2か月以内に認証・不認証の決定	債権の取立，債務の弁済	↓
	↓	↓	↓
	認証と決定された場合は，合併のための公告	↓	(足りない場合)
	※申出期間は2か月以上	↓	↓
	↓	残余財産の移転 清算終了の登記	↓
公告で異議がない場合は，合併の登記	↓	↓	↓
↓	所轄庁へ清算終了届の提出（登記事項証明書を添付）	↓	↓
所轄庁へ合併登記完了届の提出			破産管財人に事務を引継